

専門家派遣業務に係る専門家登録取扱基準

制定 令和4年5月17日扱い手第305号
最終改正 令和7年5月2日扱い手第236号

(趣旨)

第1条 この基準は、ちばの次世代農業経営体確保・育成事業専属スタッフ・専門家取扱規程（以下、「取扱規程」という。）第5の規定により、専門家の選考及び登録に関して必要な事項を規定する。

(専門家の要件)

第2条 ちばの次世代農業経営体確保・育成事業により派遣する専門家は、次の（1）から（3）までのいずれかに該当し、かつ（4）及び（5）の要件を満たしていると認められた者とする。

なお、登録された専門家は、国が提供する農業経営人材育成研修プログラム（<https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/>）（以下、「研修プログラム」という。）のうち支援コースを修了するなど、その支援能力向上に努めるものとする。

（1）弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、弁理士、不動産鑑定士、ファイナンシャル・プランニング技能士等

（2）経営コンサルタント（経営学修士を取得した者に限る。）、農業経営アドバイザー、デザイナー、社員教育接遇マナー講師等

（3）大学教授、指導農業士、農業法人経営者、先進的な農業経営に取り組む認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）等

（4）以下のいずれかに該当すること

ア 各種の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等（以下、「技能等」という。）を活用した実務に10年間以上従事した経験を有する者

イ 技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に5年以上従事した経験を有する者

ウ 技能等に関する指導、教育、研究等に5年以上従事した経験を有する者

エ 上記アからウまでに掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる者

（5）自らの専門的分野において農業経営者などへの支援実績があること、又は専門家として登録しようとする年度において、研修プログラムの支援コースのうち「経営相談のポイント」、「経営改善策の提案・支援のプロセス」及び「農業施策」の3科目を修了していること。

(専門家の募集・登録)

第3条 千葉県(以下「県」という)は、前条の要件を満たした専門家を、必要に応じて募集する。

2 県は、募集によって登録申請者から提出された専門家登録申請書(取扱規程別紙様式1)等の書類により、第2条に規定する要件を満たす者を登録するものとし、必要に応じて面接を行い、その適性を判断することができるものとする。

(専門家登録の通知)

第4条 前条第2項の規定により専門家を登録した場合、県は登録申請者に登録の旨の通知を行う。

(専門家登録名簿の記載)

第5条 第3条第2項の規定により専門家登録を受けた者は、専門家登録名簿に記載される。

2 県は、専門家登録名簿をホームページ等で公開するものとする。ただし、名簿の公開を希望しない旨を申請書に記載した者については、掲載しない。

(登録期間)

第6条 専門家の登録期間は原則として3年以内とし、3年ごとに登録更新を行うものとする。

(登録内容の変更申請・登録内容の変更)

第7条 第3条第2項の規定により登録を受けた専門家は、提出した専門家登録申請書(取扱規程別紙様式1)等の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに書面等の提出により記載内容変更の申出を行うものとする。

2 県は、前項の規定により登録専門家から提出された書面等による申出に基づいて、専門家登録名簿の記載内容等を変更する。

(登録の更新)

第8条 専門家の登録期間の満了時においては、県は専門家に書面で通知し、当該登録の更新を受ける意思のある専門家は、専門家登録更新申請書(取扱規程別紙様式2)を県に提出するものとする。なお、県が定める期日までに専門家登録更新申請書を提出しない専門家については、その登録の更新を行わないものとする。

(登録辞退の申出)

第9条 登録専門家は、登録辞退を希望する場合、書面等の提出により登録辞退の申出を行うものとする。

2 前項の申出があった場合、県は当該専門家の登録を解除し、専門家登録名簿から当該専門家に関する情報を削除する。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、令和4年5月16日から施行する。

附 則（令和5年5月1日付け扱い手第434号）

この基準は、令和5年度から施行するものとする。

附 則（令和6年5月22日付け扱い手第337号）

この基準は、令和6年度から施行するものとする。

附 則

この基準は、令和7年5月2日から施行し、令和7年度から適用する。